

南種子町 子供の移動経路・通学路等

交通安全プログラム

～ 子供の移動経路・通学路等の安全確保に関する取組の方針～



令和3年4月

南種子町子供の移動経路・通学路等安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、関係機関と連携した通学路合同点検を実施し、「南種子町通学路交通安全プログラム」を策定して、通学路の交通安全対策を実施してきました。

通学路に加えて、令和元年には、未就学児等が日常的に移動する経路等に関し、関係者が連携して緊急安全点検を実施したところです。

2つの取組に基づき、交通安全対策の効果を高め、効率よく実行していくため、「南種子町通学路交通安全プログラム」を踏襲しつつ、上述の未就学児の移動経路に係る交通安全対策を一体的に推進する、「南種子町子供の移動経路・通学路等交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係者が連携して、より一層、地域の子供の移動経路の安全確保を図っていきます。

2. 子供の移動経路・通学路等安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「子供の移動経路・通学路等安全推進会議」を設置します。

本プログラムは、この会議で議論し策定します。

- ・種子島警察署
- ・熊毛支庁建設課道路維持係
- ・南種子町建設課土木係
- ・南種子町総務課消防交通係
- ・南種子町教育委員会
- ・南種子町保健福祉課福祉年金係
- ・あおぞら保育園庶務係

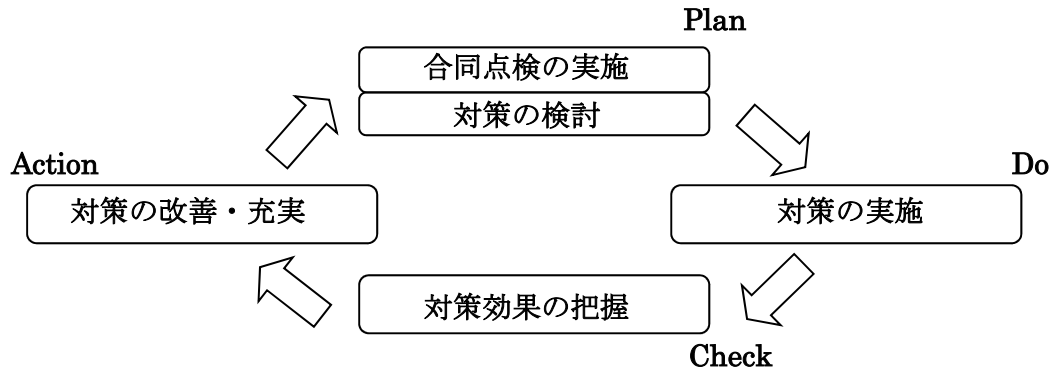
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するために、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を図ります。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

【子供の移動経路安全確保のためのPDCAサイクル】



(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

- ・問題箇所を1年に1回、合同点検を実施します。
- ・効率的・効果的に合同点検を行うため、各学校及び近隣の未就学児関係施設は問題箇所を把握し、子供の移動経路・通学路等安全推進会議に報告します。
- ・子供の移動経路・通学路等安全推進会議は、学校等からの報告を踏まえ重点箇所を設定し、合同点検を実施します。
- ・実施時期は、7月とします。

○合同点検の体制

- ・学校ごとに子供の移動経路・通学路等安全推進会議のメンバーと、必要に応じて問題箇所の当該学校長及びPTA役員・近隣の未就学児関係施設関係者・自治体の役員等で点検する。

(3) 対策の検討

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

- 合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童・生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、学校及び未就学児関係施設は、児童・生徒及び保護者から改善の効果等に

ついて集約し、その対策効果を子供の移動経路/通学路等安全推進会議に報告します。

(6) 対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実に図ります。

4. 箇所図・箇所一覧表の公表

- ・学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。

【別添資料】

様式1 対策箇所一覧表

様式2 対策箇所図